

さまざまなメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 京都府における推進体制

京都府における全庁的な組織として京都府人権教育・啓発推進本部を設置し、施策を実行する府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村をはじめ、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会¹¹³」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進します。

NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例¹¹⁴」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していくよう連携を推進します。

2 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるように、外部の有識者

により構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会において、評価を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

